

○第39回農薬第四専門調査会（非公開）

日時：令和7年1月10日（金）9：59～11：29

議事概要：

（1）農薬（キノクラミン）の食品健康影響評価について

- ・審議の結果、キノクラミンの許容一日摂取量（ADI）を0.0021 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.016 mg/kg 体重と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

* 除草剤で、水稻、れんこん等に使用します。今回、再評価の対象とされています。